

富岡町議会全員協議会日程

日 時：平成30年12月6日

時 間：原子力特別委員会終了後

富岡町役場 全員協議会室

開 議 午後 1時00分

出席議員（14名）

議長	塚野芳美君	1番	渡辺英博君
2番	渡辺正道君	3番	高野匠美君
4番	渡辺高一君	5番	堀本典明君
6番	早川恒久君	7番	遠藤一善君
8番	安藤正純君	9番	宇佐神幸一君
10番	高野泰君	11番	黒澤英男君
12番	高橋実君	13番	渡辺三男君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町長	宮本皓一君
副町長	高橋浩一君
副町長	滝沢一美君
教育長	石井賢一君
会計管理者	三瓶直一人君
総務課長	林紀夫君
企画課長	原田徳仁君
税務課長	小林元一君
健康福祉課長	植杉昭弘君
住民課長	杉本良君
参事官兼生活環境課長	石井和弘君
産業振興課長	猪狩力君
復興推進課長	黒沢真也君

復 旧 課 長	三 瓶 清 一	君
教育総務課長	飯 塚 裕 之	君
拠点整備課長	竹 原 信 也	君
郡山支所長	斎 藤 一 宏	君
参いわき支所長	三 瓶 雅 弘	君
税務課長補佐兼 固定資産係長	猪 犬 勝 美	君
健康福祉課長補佐	佐 藤 邦 春	君
企画政策係長	吉 田 豊	君
復旧課復旧係長	渡 邁 修 二	君

職務のための出席者

議事会事務局長	志 賀 智 秀
議会事務係長	大 和 田 豊 一
議会事務係主任査	杉 本 亜 季

説明のため出席した者

【1. 除染及び建物解体工事の進捗並びに中間貯蔵施設への輸送及び特定廃棄物埋立処分事業について】

環境省福島地方環境事務所長	中 尾 豊 君
環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長	須 田 恵理子 君
環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長	中 川 春 菜 君

環境省福島地方
環境事務所
環境再生・
廃棄物対策部
環境再生
事業管理専門官

宮 崎 哲 治 君

環境省福島地方
環境事務所
環境再生・
廃棄物対策部
環境再生
放棄物対策課
課長

水 田 精 一 君

環境省福島地方
環境事務所
環境再生・
廃棄物対策部
環境再生
放棄物対策課
特定廃棄物処分
推進室 室長

高 木 恒 輝 君

環境省福島地方
環境事務所
中間貯蔵部輸送課
課長

二 井 幸 徳 君

環境省福島地方
環境事務所
中間貯蔵部輸送課
輸送管理システム
専門官

山 本 利 幸 君

環境省福島地方
環境事務所
県中・県南支所
主席 除染・
輸送推進官

赤 羽 郁 男 君

付議事件

1. 除染及び建物解体工事の進捗並びに中間貯蔵施設への輸送及び特定廃棄物埋立処分事業について（環境省）
 2. 富岡町認定こども園条例等について（健康福祉課）
 3. 町税の課税方針等について（税務課）
 4. 富岡産業団地への企業誘致方針について（企画課）
 5. 町道路線の認定、変更及び廃止について（復旧課）
- その他
6. 庁内組織体制の見直しについて（総務課）
 7. 住民意向調査2018速報について（企画課）
 8. 特定復興再生拠点区域をめぐる政府の動きについて（企画課）

開 会 (午後 1時00分)

○議長（塚野芳美君） ただいまより富岡町議会全員協議会を開会いたします。

ただいまの出席議員は14名です。欠席議員はありません。説明のための出席者は、お手元に配付した名簿のとおりであります。並びに町長、副町長、教育長、そのほか関係各位であります。職務のための出席者は、議会事務局職員であります。

付議事件に入る前に、町長より全員協議会招集内容の説明とご挨拶をいただきたいと思います。

町長。

○町長（宮本皓一君） 議員の皆様には引き続き全員協議会にご出席いただき、まことにありがとうございます。

それでは、本日の全員協議会の案件は、環境省から除染及び建物解体工事の進捗並びに中間貯蔵施設への輸送及び特定廃棄物埋め立て処分事業についての説明を受けるとともに、町からは12月定例会への提出を予定しております条例の新規制定案件に係る説明といたしまして、富岡町認定こども園条例などについての1件、条例の一部改正案件を含めた来年度以降の町税の課税方針などについての1件、上郡山地区に整備を進めております富岡産業団地の賃料設定など、進出企業への支援概要の説明といたしまして富岡産業団地への企業誘致方針についての1件、町道路線の認定、変更及び廃止についての1件、その他といたしまして府内組織体制の見直しについて、住民意向調査速報について、特定復興再生拠点区域をめぐる政府の動きについての3件であります。それぞれの案件につきまして、詳しくは担当課長より説明させますが、環境省からの説明、案内も含め、本町の復興再生を進める上で重要な案件でありますので、議員の皆様の忌憚のないご意見を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） ありがとうございました。

次に、説明のために環境省職員の皆様が出席されておりますので、代表いたしまして中尾福島地方環境事務所次長よりご挨拶をいただきたいと思います。

中尾さん。

○環境省福島地方環境事務所次長（中尾 豊君） 環境省の中尾でございます。環境省の各種事業につきましては、平素よりご理解、ご協力いただきまして、まことにありがとうございます。また最近では8月に特定廃棄物埋立情報館リプルンふくしまにつきまして、11月10日の時点で来館者が累計で5,000名を突破するということになりました。皆様方にさまざまな面でご指導、ご支援いただいたたまものであると考えてございまして、感謝申し上げたいと思います。また、引き続き多くの方にお越しいただきまして、埋め立て処分事業の情報公開の徹底と安心の確保に取り組んでまいりたいと思います。

本日は先ほど町長からもご紹介いただきましたけれども、除染解体工事の進捗状況、復興再生拠点

区域における取り組み状況、中間貯蔵施設への輸送の進捗状況、特定廃棄物埋め立て処分事業の進捗状況をご報告させていただきたいと思います。今後とも各種事業に安全第一で着実に取り組んでまいりたいと考えておりますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（塚野芳美君） ありがとうございました。

それでは、付議事件に入ります。

付議事件1、除染及び建物解体工事の進捗並びに中間貯蔵施設への輸送及び特定廃棄物埋め立て処分事業についての説明をお願いいたします。

初めに、除染及び建物解体工事の進捗についての説明をお願いいたします。

須田さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（須田恵理子君） 福島地方環境事務所の須田です。どうぞよろしくお願ひします。着座にて失礼します。では、除染解体工事の状況及び災害廃棄物の処理についてという資料をごらんください。

1ページおめくりいただきまして、まず本年度の除染工事の実施状況でございます。夜の森の先行地区の除染については、宅地が309件のうち294件まで完了してございます。

それから、フォローアップ除染につきましては、町民の方からの問い合わせ案件、これ最優先で対応進めてございますけれども、506件のうち460件まで対応が進んでございます。

それから、事後モニタリング結果から抽出をして、対応が必要だろうということで進めている案件でございますが、600件ほど対象案件があると思ってございますけれども、462件まで対応が進んできています。こちらについては少し解体待ちの案件などもございますので、そういったものが済み次第随時進めていきたいと考えております。

それから、昨年度議会でもご指摘いただきました公道などの植え込みの部分ですとか、そういった箇所の131件については対応を完了しております。

それから、里山再生モデル地区の除染については、グリーンフィールドと周辺遊歩道が対象となってございますけれども、前回全員協議会の際には遊歩道1本を残して終わっておりますということをご報告いたしましたけれども、今回は全て完了しているという状況になってございます。

それから、事後モニタリングにつきましては今年度避難指示解除済みエリアを対象に実施してございまして、これまでに85%の測定が完了しているという状況になってございます。

2ページに参ります。建物解体工事の進捗でございます。これまでに解体の申請総数は、1ほつのところでございますけれども、合計で3,024件となってございます。解体の実績でございますけれども、12月1日時点では2,469件となってございまして、この差分の555件が今後対応が必要となっている案件ということになってございます。年度ごとの解体実績については表にお示ししたとおりです。

それから、本年度の工事の状況でございますけれども、工期が平成31年3月末と、今年度末という

ことになってございますけれども、解体済みの件数が323件となっております。班体制については現在70班体制で進めてございます。年度末までおよそ550件程度が完了になるものと見込んでございます。

それから、片づけごみ回収事業についてということで、3ページをごらんください。こちらについては避難指示解除済み区域につきましては、環境省が実施しております片づけごみ回収及びステーションごみ回収事業は今年度で終了の予定となってございます。現在富岡町の回収連絡センターにて申し込みを受け付けてございますけれども、来年の3月19日の17時半をもって申し込みの受け付けを終了ということにさせていただきたいという予定でございます。

一方、特定復興再生拠点区域、それから帰還困難区域でございますが、特定復興再生拠点区域については片づけごみ及びステーションごみの回収事業を引き続き実施してまいります。それ以外の帰還困難区域については、ステーションごみの回収事業を実施するという予定でございます。

おめくりいただきまして、4ページが特定復興再生拠点区域の除染、解体についてです。5ページの地図とあわせてごらんをください。まず、除染解体の前提となります除染の事前調査、同意取得、あるいは建物解体申請の受け付け状況でございますけれども、まずA地区の宅地について、こちらの除染の同意取得については現在27%まで進捗をしてございます。9月から同意取得を進めてございまして、ここまで順調に同意がいただいているという状況でございます。

それから、同じくA地区の農地でございますが、拠点区域の農地については復興庁ですとか町さんが入った推進会議というのがございまして、その会議で除染実施後の農地の保全管理の体制が整ったという確認をもって除染を実施していくという手順を踏むことになってございます。その保全管理のめどが立ったということが11月半ばの推進会議で確認がとれましたので、同意取得に向けて今手続を進めてございます。A地区については事前調査を開始したところでございます。

それから、B、C地区につきましては事前調査と同意取得の業務の発注準備中ということで、こちらについてはB、C地区、農地が多いということで、11月半ばの推進会議を受けて、現在この同意取得の準備を進めているという状況です。

それから、建物解体申請でございますけれども、現在178件の申請をいただいているという状況です。

それから、工事ですけれども、除染工事については公道、それから夜の森つつみ公園など、その他4画地について除染を行ってございます。解体については3者立ち会いが済んだのが42件、それから現場については内部動産の片づけなど、既に3件に着手したという状況でございます。

以上です。

○議長（塙野芳美君） ありがとうございました。

次に、中間貯蔵施設への輸送及び特定廃棄物埋め立て処分事業についての説明をお願いいたします。高木さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部放射能汚染廃棄物対策課特定廃棄物処分推進室室長（高木恒輝君） 特定廃棄物処分推進室の高木でございます。6ページ以降、私から説明させていただきます。

まず、6ページごらんください。中間貯蔵施設への輸送の状況についてというところでございまして、下の紫で囲ってあるものが本年度の実績でございます。11月30日現在で搬入量が約99万m³というところですが、きょう現在では既に100万m³を超えております。輸送台数につきましても約15万台というところとなっております。また、黄色の囲いで富岡町内からの輸送を示しております。平成30年度の予定、16万2,400m³に対しまして、前回9月にこの場でご報告した際には8月末時点で約4万m³というところでしたけれども、11月末で約8万5,000m³、5割を超える搬出量となっておりまして、輸送台数も1万2,000台程度となっております。

今後の予定につきましては7ページをごらんください。平成30年度の輸送状況ということで、各仮置き場の輸送状況について表にしております。輸送が完了したところ、また継続中であったり、また調整中というところ、搬出準備中の仮置き場がございますけれども、今年度の計画数量の完了に向けてこういった形で輸送台数の増車ですとか、また回転数をふやすというところにより計画どおりの輸送に努めてまいる次第でございます。

8ページには中間貯蔵施設への輸送ルートを示しております。こちらについては従来から変わってはおりませんけれども、1点、一番左下のナンバー13ゲートの写真を載せておりますが、13番ゲートの位置を東側に20メートルほど奥に移動いたしました。これによりまして、進入口が広くなったことで6号線へのみ出しを避けるよう安全対策を講じたというところとなっております。中間貯蔵施設への輸送について引き続き安全かつ確実な輸送に努めてまいります。

また、続きまして9ページにつきましては特定廃棄物埋め立て処分事業の最新状況につきましてでございます。こちらについても昨年の11月から搬入を開始しまして、おかげさまで1年間大きな事故もなく、無事に搬入させていただくことができました。11月末現在で4万8,000袋程度を埋め立てております。

また、モニタリングについてというところで敷地境界の空間線量率の推移を載せております。こちら9月にもお示ししたものをデータを少し引っ張っておりますけれども、搬入開始に伴って空間線量率が何か上昇した、そういうような傾向は認められておりません。また、処分施設全体の推移というところで写真で示しておりますが、特に下流側区画で埋め立てを進めておりまして、当初と写真を比べていただくと少し上に持ち上がっている様子がご確認いただけるかと思います。

また、最後にリプルンふくしま来館者5,000人達成しましたというチラシをつけさせていただいております。次長から報告ありましたとおり、おかげさまで11月10日、ちょうどえびす講市が開かれていた際に来館者数5,000人を迎えるました。えびす講市にお越しになられた東京都のご家族がちょうど5,000人目ということで、この際にいろいろ記念植樹ですかに行っていったという様子をつけて

おります。今週はもう6,500人を超える来館者数となっておりまして、引き続き多くの方にご来館いただきまして、この事業の安全、安心の確保に努めてまいりたいと思いますし、町のにぎわいにも貢献していければと思っております。

以上で説明を終わります。

○議長（塚野芳美君） ありがとうございました。

説明が終わりましたので、これより質疑を行いますが、ページ数をおっしゃって質問をしていただきたいと思います。質疑ございませんか。

12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） まず、1ページ、夜の森の先行除染はフォローアップ除染の分、これ特にというよりも、解除区域のフォローアップが主なのだけれども、住民から話があつたらただ行くのではなく、線量計持つていって、大体線量の問題だろうから、すぐはかってすぐ対応してください。そういう約束で解除していますので。

それに伴って、里山再生モデル地区の、前も質問したのだけれども、倒木関係、県の林業事務所で処理するのだからどうなのだが、そんな話もしていたのだけれども、実際解除してある遊歩道、横断していたり何かしているのは全部確認しているわけだから、全部終わっていると思うのだけれども、再確認のため。

あと、事後モニタリングの件にしてもそうなのだけれども、やつたらば的確に事後測定をしっかりしてもらいたい。実はあるところで環境省が事後モニタリングした数値で、東電なのですけれども、納得いかないみたいで自分のところの単独で、いい機械があるということで、わけのわからない説明してもう一回事後測定させてくださいという話もあったのだけれども、どんなものなのだろうか、環境省にもう一回相談したほうがいいだろうかという話もありましたもので、環境省でやっているやつが東京電力で納得がいかないのでは、彼ら被災者が困惑するだけではなく、環境省に不信感持つようになるから、それは環境省と東電でよく話してそういうことを、誤解を招くようなことないようにしっかりしてもらいたい。

あと、4ページの除染建物解体の件なのだけれども、これにあわせて申しわけございませんが、29年、その2の解体も連動してくる話ですので、了解してください。実はこれ解除区域の解体も結構残っているわけだし、残っている要因はいろいろあると思う。それは指摘はしません、あえて。現状解除しているところの解体が残っているのであれば、夜の森地区の困難区域は繰り越しはできるわけだから、工事として。解除区域を優先的に1棟でも壊すようにしてもらいたい。壊さないと除染もできないというところ、さっき須田さん説明の中であったとおりですので、これは29年の解体、八百何棟、残が何ぼ、30年は何棟でいつまでとかというスケジュールはわかるけれども、これを元請へ強要すると今の仕事のスケジュールがかなり狂ってくると思う。こういう話出ています。地元に協力してもらって、町民が不快感ない状態でやってもらっているのに、他県から連れてきて問題があったので

は皆さんも、発注省庁としても困るわけですし、それは元請ないし1次ないし来た会社でしっかりと対応しなさいと言ってもそうはいかないから。何でそう考えるかというと、13被災地の中で、多分先月末の時点の福島県警ないし協議会のデータで窃盗関係一番多いの富岡町なの。800件からあるのだけれども、まずそれには私もたまげた。それが他県から来ている人ということではない。そういうこともありますから、そういう管理するのにもやはりしっかりとスケジュールを組んでもらって、事故繰越はできないでしようけれども、ぎりぎりの状態のスケジュールを組んだ上で町民が不信感、不安がるようなスケジュールは持っていかないようにひとつ調整してみてください。そのお願い。

あと、中間貯蔵事業関係から以下は、さっき説明あったように問題になるようなことは輸送面でもエコテックの受け入れもないみたいですし、最後にナンバー13ゲート位置ずらして、最後尾の車が6号線へお尻出して追突関係とか、そういうもろもろ回避する。そういうことをよく現場常に見て、どれがベターなのか。砂利道通る状態だって、早目に舗装道路にして飛散防止に尽くすとか、道路両脇の草にしても枝にしても、それを逃げるがためにハンドル切って、対向車線とぶつかったというような、誘発するような感じは今ないようですから、今質問したやつだけお願いします。

○議長（塚野芳美君） 須田さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（須田恵理子君） ご質問ありがとうございます。

順番にお答えしてまいりますと、まずフォローアップについてお問い合わせがあつたらすぐ測定にということはご指摘のとおりだと思いますので、そう対応しているつもりではございますけれども、もう一回現場にそのように徹底をしたいと思います。もし具体的にこんな事例があったということがあればご指摘をいただければ、ちょっと改善をしてまいりたいと思います。

それから、里山のグリーンフィールドですか、遊歩道のところに倒木があるという件について、今まさにこの時点でちょっとどうなっているかというのを現場把握できておりませんので、一旦現場を確認させていただきたいと思います。

それから、事後モニタリングについて、恐らくご指摘のあった点は事後モニタリングの結果でちょっと前回の測定より線量が上がってしまったなどの原因があつて、その点についてどういった原因なのかということで東電と環境省の担当と一緒に再測定に行かせていただいているお話ではないかと思いますけれども、それが住民の方への不信感みたいなことにつながらないように、そこは丁寧に対応していきたいと思います。

それから、解体の件について、解除済みエリアを優先してやるほうが、解除されているエリアですので、住民の方への対応という意味ではそちらを優先すべきというご指摘かと思います。そのあたり受注者ともよく工程を相談していきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 1点だけ。東電と環境省が一緒に来て、東電の専門の分野と環境省と。この

後に、またの話。一緒に来るまではいいですけれども、来ているのにもかかわらず、この後に東電が単独でという話を言っているのです。だから、そういうことでは何のために東電と環境省が立ち会って、一緒に来てやったものを、また東京電力単独ではかり直しさせてくださいという申し入れをしなければならないのか。そうしたならばまるっきり信用失墜だし、不安でしょう。そのことですので、よく理解してもらった状態で、東京電力のそういう部署とそういうことあったのですかという話をしてください。環境省の立場がなくなるでしょう。よろしくお願ひします。

○議長（塚野芳美君） 須田さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（須田恵理子君） ご指摘ありがとうございます。そういった形で我々も信用を失うということはちょっと避けたいと思いますので、よく連携を図っていきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 避難指示解除になったところなのですけれども、富岡を訪れている人はもう避難指示が解除になっているので、全て除染が完了していると思うと思うのです。これフォローアップについても事後モニタリングにしても、1度除染をしたところでまだ線量が高いところと私認識しているものですから、やはり今解除になったところでも裏山であったり、森林であったり、里山であったり、自宅周りは宅地から20メートルとか結構縛りがあって、やっていないところもあると思うのです。その除染をされていない場所にはここから先は除染はいたしておりませんというような看板のようなものがあつてもいいのかなと思うのですが、その辺はどうでしょう。

○議長（塚野芳美君） 須田さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（須田恵理子君） 済みません。かなり難しいご指摘だなと思っているのですけれども、ちょっと現時点ではそのような対応は考えていないというところなのですけれども、そうしたほうがよいのではないかというご提案ということですか。そういうご指摘があったということは一旦受けとめたいと思いますけれども、現時点ではちょっとやっていないということでご理解いただければと思います。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 全てのところに看板を立てほうがいいのではないかというのではなくて、例えば地権者の方が、大体宅地周り0.5とか0.6くらいで他町とのバランスを考えて解除していると思うのだけれども、例えば1マイクロを超えるようなところとか、明らかにちょっとここ高いかも知れないなというようなところは立ち入ってタケノコとったり、キノコとったり、ちょっと遠慮したほうがいいような場所にはやはり注意を促すような看板を検討してはどうかという質問です。

○議長（塚野芳美君） 須田さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（須田恵理子君） 恐らく除染

をしているかしていないかということにあわせて、線量レベルがどのぐらいなのかということも加味してというご指摘かと思います。ちょっと今この場でやるともやらないともお答えはできませんけれども、そういうご指摘があったということで一旦引き取らせていただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 全体的に言えることなのですが、先行除染ではなくて、除染した場所、新たに雨どいの下とか強いところをフォローアップでやっていますが、最終的にこの数を見ると一通り、あらかた終わるのかなと思うのです。終わった後どうするのか。これで多分線量は満足はできないのかなと思うのです。その後どうしていくのか。フォローアップ、フォローアップで下げる努力をしていくのか。フォローアップだけでは済まない場所もあろうかと思うのです。そういう部分の今後の対応をお聞かせください。

あと、片づけごみ回収事業についてということで、今年度でもう終了しますよということですが、これ終了したらまだ困る人が出てくるのではないかなと思うのです。今屋敷内に生えた草を自分で刈って、それを回収してもらっている人とかいろいろいると思うのです。これこういうのをもう終了されたら、草の手入れも何にもできなくなってしまうのです。持っていき場所がないのです。あとは建物の中の片づけまだ済んでいない人もいっぱいいるのです。困難区域の中はなかなかできないのではないかということで、片づけができないと思っている人が多いのです。そういうものを1年か2年徹底してやっていかないと行き場がなくなってしまうのです。最終的に解体するときにみんな物要らないのであれば、全部そこを解体する業者が全て整理して処理するということなのですが、やっぱり家庭のものですので、思いもあるから、自分でやりたいという人もいっぱいいるのです。こういうものがもう打ち切りになると、そういう部分今後どこで引き取ってくれるのかという問題になりますので、ぜひこれは終わりにしてほしくない。

あと、解体ですけれども、解体は実際去年ですか、今やっているその2の工事は去年の10月だか11月に発注して、年度またぎで年度切りかえのときにスムーズに事業が遂行できるようにということで環境省、特別な計らいでそういう発注の仕方してくれたと思うのですが、なかなか工事は思うようにいかなかつたと。現時点でまだ555件ですか。本来であれば867件ですか、8件ですか、もうすぐめど立つ数字だったのだと思うのですが、かなり年度末に集中してきたということを踏まえれば残りの今後の発注どういう形態でいくのか、どういうところにこういったおくれの要因があったのかということをお聞かせください。

あと、解体の物件に関してはいろいろ差があるのです。建物の解体そのものはもう一律ですから、差はないと思うのですが、建物の周りにある立ち木の伐採です。立ち木の伐採、あるところではもう100本も200本も伐採してくれるところもあるし、もう本当に30本、50本でもだめだというところもあるし、その差なのです。極端に言うとえこひいきになってしまうのでしょうかけれども、担当者の違いなのか、それで不平、不満言っている人がいっぱいいるのです。本当に解体するときの支障木しか切

ってもらえないと言う人もいるし、周りの木全部、全伐してもらえるところもあるし、その辺の差、何で、どうしてそういう差が出ているのか。環境省実態きちっとつかんでいるのかどうか、そういう違いを。その辺をお聞かせください。

○議長（塙野芳美君） 須田さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（須田恵理子君） まず、除染についてでございますけれども、1度面的除染をやったところをもう一度面的にやるということはちょっと予定はないのでございますが、フォローアップについては今ここに挙げているフォローアップ案件としているものが全てだとは思ってございませんで、今後もお問い合わせなどはあると思いますし、ことしの事後モニタリングなどからももしかしたら追加で対応とらなければいけないということもあるかと思います。そういういたところについては引き続き対応をしてまいりたいと思っております。

それから、解体の工事について、昨年度確かに大変いろいろどこでもご指摘をいただきまして、切れ目なくやるべきだとご指摘をいただいて、そのように努力はしてまいりましたけれども、結果としてちょっとでこぼこができてしまったというか、そういういた状況になっているということは大変申しわけないと思ってございます。まず、おくれた原因についてですけれども、今年度夏ごろまではちょっと申請者の方との立ち会いがスケジュールがうまくいかなくて、そういう形で解体に着手できる案件というのが少し少なかったという事情がございます。それで、少し進捗がおくれてしましましたけれども、そこもだんだん進んでまいりまして、現在70班体制まできたという状況でございます。確かにこのスピードでいくと、残案件が今年度中には終わらないという状況でございまして、そこについては次の工事の発注も含めて、これも去年申し上げたとおりでございますけれども、ことしも切れ目なく進められるように調整をしていきたいと思っております。

○議長（塙野芳美君） 水田さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部放射能汚染廃棄物対策課課長（水田精一君） 廃棄物を担当しております水田と申します。よろしくお願いいたします。

片づけごみに関しまして、ご質問ありがとうございます。ご指摘の点は非常に住民の皆さんの感情を踏まえて、ごもっともだと承知しておりますが、環境省としましては解除後1年間は環境省で回収と。あと、地元、あるいは町とのお話し合いの中で要請を受けまして、1年間延長ということで、来年3月までという予定としておりまして、4月以降は従前の回収方法ということで町で回収されると伺っておりますので、何とぞご理解をいただきたいと思います。資料にも記しておりますように帰還困難区域、あるいはその拠点につきましてはこれまでと同じように個別回収、ステーション回収というのを継続させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（塙野芳美君） 須田さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（須田恵理子君） 浩みません。最後ご指摘をいただきおりました解体の際の立木伐採の件でございますけれども、支障木として考

えられるものは切るということで進めてございますが、どうしてもお宅の敷地が非常に広くて、建物からとても遠いところにあるような木についてはどうやら支障木とみなせない場合がある場合もあるというようなことで、それがご指摘になっているような差として出てきてしまっているのではないかと思ってございます。現場ではちょっと同じような条件で違う対応になっていないかというのを再度確認をしたいと思います。

○議長（塙野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 除染については、今からまだまだフォローアップとかそういうものでモニタリング結果を踏まえながら、また町民から言われた部分に関しては対応していくということなものですから、それは当然やっていただきたいと。最終的にはどこから線量引っ張ってきてどれだけになっているか、どこを下げれば下がっていくかということが一番重要になってくるかと思いますので、再度調査をしつかりしていただきて、町民の住むエリアはもうとことん下げてもらう努力していただきたいと思います。お願いしておきます。

あとは片づけごみの回収なのですが、解除区域は新年度からは町がやるということなのですが、町がやるといつても、かなり大変な業務が出てくるのかなと。本来で言えば解体した後の宅地の草の片づけとかそういうのは、東京電力に頼めば、東京電力が今現在はやってくれているのです。ただ、東京電力も目いっぱい動いているような状態で、自分で刈って詰める人も中にはいるのです。それまで町が処理するというとかなり負担が来るのかなと。当然それは、環境省が今までどおりやっぱり持っていくべきなのかなと思うのです。困難区域の中は今までどおりやるということな物ですから、それは了解しました。だから、解除区域、もう一度お願いします。

あと、解体に関しては今答弁ありましたので、多くは言いませんが、周りの木、それに関しては支障木は確かに切るということで、支障木の捉え方が違うのではないかと思うのです。支障木というと、解体するためにせめて4トン車くらいは入らなくてはならないでしょうということで、入り口に木があればそれは処理するよと、処理していいのであれば。そういう捉え方だと思うのです。私もそういう理解しているのです。ただ、周りぐるっと切っているところもあるのです、中には。一部に木20本、30本あって、これは後ろだから、支障木にならないから、これは切れないよと。よそでは四方切っているところもあると。担当者の捉え方の違いなのかなと思うのですが、それでは町民に対して我々も言いようないので、問われたときに。だから、本来私がもう前から言っているように、全てが汚染されているわけです。切ってくださいと言ってそれを切ることによって、その周りの線量が下がるですから、やっぱり当然切ってくださいと言われたら切るべきだと思うのです。ただ、膨大に汚染物質がふえます。それはそれでやっぱり片づけてもらわないと地域の線量も下がらないし、余り強く言うところは切ってやって、優しい人はもう切らないよでは私は逆なのかなと思うのです。やっぱり優しく言うところは全てやって、強く言うところはだめだと切り捨てるなら話わかるのですが、おとなしい人は損するという形になりますので、やっぱりお願いされたら切るべきなのかなと私

は思うのですが、その辺はどうでしょう。

○議長（塚野芳美君） ちょっと答弁いただく前に、除草の部分に関しては確かに皆さんはそちらでルールつくっているのでしょうかけれども、非公式の場で私もある幹部に話しましたけれども、簡単に皆さん言うのです。今までと同じ家庭ごみとして処分しようと。出る量が違うのです。宅地であれ何であれ除草した草の量が違うので、家庭ごみとして処分するには余りにも量が多いので、その辺を何か加味していないのではないかと思うので、その辺も理解した上でご答弁をいただきたいと思います。どなたですか。水田さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部放射能汚染廃棄物対策課課長（水田精一君） ご質問ありがとうございます。今議長からお話のあった除草の話はちょっと後にお話ししますけれども、家庭の片づけごみにつきましては解除済み区域の解体の申請をいただいてまだ解体が終わっていない部分というのもございますので、その場合には解体の工事とあわせて回収できるように努めさせていただきたいと思います。

それと、除草につきましては、確かにおっしゃるとおりでございますけれども、環境省としても一定程度のところの仕切りの部分で、非常に困難な部分もございますので、検討はさせていただきますけれども、かなり難しいという状況がございますことをご理解いただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 須田さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（須田恵理子君） 伐採の件については、全伐してほしいというご要望があればそれに従うべきではないかという点については一応環境省としては支障木という範囲の中でということでしかちょっと現在対応ができませんので、全部のご要望にお応えできるかというのはちょっとできない部分もあるのではないかと思いますけれども、一方で最初にご指摘のあったお宅によって四方全部やっている場合と一方残している場合とか、そういう差があるというのは非常に不公平感につながると思いますので、そういうところは改善していきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 解除区域の回収に関しては、最初冒頭で言った解体するのであれば解体業者が全部処理してくれるのです、そのまま置けば。ただ、自分の生活してきた思いのあるいろんな冷蔵庫であり、テレビであり、家具であり、そういう思いがあるから、同じ捨てるにしてもやっぱり自分が手をかけて投げたいという人もいるのです、中には。そういう人は、では自分で処理してフレコンバッグいただいて、それに入れて出しておいたら誰も持っていく人いないのです。そういうものはきちんと処理してもらわないと困るのです。あとは解体した後で宅地がそのままになっていると当然草生えます。解体して全部舗装したり、コンクリしたりできる人いないですから。除草剤まいりして手入れはできるだけしようとしているのだけれども、それもなかなか行き届かないと。100坪、200坪、300坪ある土地に草が生えるともう膨大な量なのです。それ町のステーションごみに出せと言っても

無理だし、町でフレコンバッグとりに来て持つていってくれるならいいです。それも恐らく無理だと思うのです。だから、当然終了しないで残しておいていただきたいと。検討はしますがという回答ではちょっと理解できないです。

あと、解体の件に関しては、四方を切るにしても10メートル以内だよとか、5メートル以内だよとか、そういうことであれば理解できるのです。それこそこの辺はどうしても田舎に行くと裏山全部そうだというところもありますから、それ全部切ってくださいと言ったって無理な話です。だから、5メートルとか10メートル範囲内だったら線量低下にもつながりますから、切れますよということであれば理解できるのだけれども、全く切らないところ、もう四方切っているところありますので、そういうのやっぱり不平、不満が町民から出る自体が私おかしいのかなと思うのです。その辺はぜひ改善していただきたい。よろしくお願ひします。

○議長（塙野芳美君） 水田さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部放射能汚染廃棄物対策課課長（水田精一君）
ご質問ありがとうございます。解体にあわせてという部分で先ほど回答させていただきましたけれども、持っていく人がいないというお話の中で、解体にあわせた部分であればご連絡いただければ、あるいは3者立ち会いもさせていただいておりますので、そういう場も踏まえた上でご連絡いただければ回収させていただきたいと思います。

それと、除草に関してはちょっとこの場でご回答なかなか難しい部分ございますので、町と相談した上でまたご連絡させていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（塙野芳美君） 須田さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（須田恵理子君） 伐採の件についてはご指摘いただきましたので、不公平感とかそういった不平、不満とか、そういうったものがないように、できるだけ地権者の方ともいろいろお話を伺いながら進めていきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（塙野芳美君） そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塙野芳美君） 次長。

○環境省福島地方環境事務所次長（中尾 豊君） 本日は貴重なご意見、ご質問いただきましてありがとうございました。いただいた宿題につきましては、また所内で検討して、しかるべき形でお返ししたいと思います。

また、もう一点、これから中間事業につきましても来年度の事業方針を現在環境省内では検討しているところでございまして、最終的な今調整行っているところでございます。その後また各町からの搬入量などにつきましても町とご相談させていただきたいと考えてございまして、また議会にもご報告させていただくことになるのではないかと思いますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思いま

す。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（塙野芳美君） ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

では、質疑がないようですので、以上をもちまして付議事件……

〔何事か言う人あり〕

○議長（塙野芳美君） 何ですか、13番さん。

〔「いいですか」と言う人あり〕

○議長（塙野芳美君） では、とりあえず聞きます。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） きょうちょっと環境省さま変わりしているのですが、今まで解体は解体で担当者来て、きちっと説明していたのですが、今回は除染担当で全て答弁しているということで、解体は問題ないからということなのですか。

○議長（塙野芳美君） 次長。

○環境省福島地方環境事務所次長（中尾 豊君） 今いただいたご質問でございますけれども、できるだけ解体室長もこちらに出席したいということではございましたけれども、本日多々会議が実は重なってございまして、所内で調整した結果ということでございます。次からはできるだけ参加させていただくようにこちらも調整したいと思います。引き続きよろしくお願ひいたします。

○議長（塙野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 会議が重なってどうのこうのという話ですが、では我々はそんなにそっちの会議よりは重要性がないと、そうとられてもしようがないのではないかなどと思うのですが、今までもう8年目です。8年目ずっと今私が言ったような形態で話、お互い質疑のやりとりしてきたのです。今回初めてなのです。町民が今帰還を目指して帰ってきている中、ますます重要性が起きてきているのです。そういうところで被災地域は余り重要性がないととられたのでは私も困ってしまうのです。

○議長（塙野芳美君） 中尾さん。

○環境省福島地方環境事務所次長（中尾 豊君） 全く重要性が落ちたということでは考えてございませんで、そのために本日解体室の上に須田課長もいるわけでございまして、須田からしっかり答弁させていただいたところと考えてございます。引き続きよろしくお願ひします。

○議長（塙野芳美君） これをもって質問を終了いたします。

以上をもちまして、付議事件1、除染及び建物解体工事の進捗並びに中間貯蔵施設への輸送及び特定廃棄物埋め立て処分事業についてを終わります。

ここで環境省の職員の皆様にはご退席を願います。

説明者の入れかえのため、暫時休議いたします。

休 議 (午後 1時48分)

再開 (午後 1時49分)

○議長 (塙野芳美君) 再開いたします。

次に、付議事件2、富岡町立認定こども園条例等についての説明を健康福祉課長より求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長 (植杉昭弘君) それでは、富岡町立認定こども園の条例等についてご説明を申し上げます。

今回の説明に当たりましては、12月の定例会におきまして提出を予定しておりますこども園の条例制定とさきの議会において議決をいただきました認定こども園の工事について、さらなる線量の低減及び安全性を図るとともに魅力ある施設にしたいということから、進めさせていただきたい変更工事についてご説明をさせていただきたいと思います。説明に当たりましては課長補佐兼認定こども園の準備室長より説明させますので、よろしくお願ひいたします。

○議長 (塙野芳美君) 補佐。

○健康福祉課課長補佐 (佐藤邦春君) A3資料、横の全員協議会資料2-(1)をごらんください。認定こども園の整備等についてということで、まず簡単に認定こども園の概略についてご説明させていただきたいと思います。経過につきましては、平成29年の11月に富岡町の福祉計画策定検討委員会によって提言をいただいたところでございます。それをもとに平成31年4月を目指して、町内の本格的な未就学児童の受け入れ環境を進めるということになりました。その中で認定こども園化が妥当であるという判断をいただいて、富岡幼稚園と富岡保育所の統合園という形をとりまして、富岡保育所の建物を改修して、認定こども園として整備することになりました。

続きまして、認定こども園とはということで、教育、保育を一体的に行う施設ということで、幼稚園と保育所のよさをあわせ持った施設でございます。就学前の子供に幼児教育や保育を提供する機能、あるいは地域における子育て支援を行う機能がございます。

続きまして、保育の必要性の認定につきましてです。こちらにつきましては、認定こども園でお預かりする児童については年齢、保育の必要性の有無によって認定の区分がございます。表をちょっとご覧ください。まず、3歳以上の保育の必要性がない方、従来の幼稚園に当たる部分です。こちらにつきましては1号認定という形で区分されております。

続きまして、保育の必要性がある方でございます。必要性がある方につきまして、年齢で3歳以上、3歳未満によって分かれておりまして、3歳以上のお子様につきましては2号認定ということで、今までの保育所に当たる部分でございます。3歳未満のお子様につきましては3号認定という形で、そういうような区分となっております。保育所の部分について、2号認定、3号認定につきましては下の矢印を見ていだいて、保育の短時間、保育標準時間という形で保育を最大預かれる時間が決まっています。保育短時間の場合ですが、例えば保護者の方がパート等で働いていまして、4時間とか6時間のパートをしている場合最大8時間までお預かりするという形になります。隣の保育標準時間

でございますが、8時間フルタイムで働いている方につきましては通勤等の時間も考慮いたしまして、最大11時間の保育ができるということになっております。今回富岡の認定こども園を運営するに当たりまして、定員を設定させていただきました。定員ですが、こちらにつきましては3歳以上の幼稚園に当たる1号認定の方、ちょっと見にくいかも知れないのですけれども、1号認定の方が38名、3歳以上の保育所に当たる2号認定の方につきましては33名、3歳未満の保育所に当たる3号認定の方は19名、合計90名で設定させていただきました。

続きまして、資料の右側をごらんください。こちらの教育、保育方針でございますが、こちらにつきましては認定こども園を運営するに当たっての大事な考えのもとになるものでございます。こちらにつきましては、県や町の教育委員等と協議しながら設定させていただきました。遊びを通して子供の主体性を大切にしながら、自信と意欲を持って未来を生きる子供を育てる。世代間を超えた交流、多様な遊びの機会の創出、家庭や地域とのつながりを持ち、地域に根差した子育て支援を展開していくというような方針でやっていきたいと思います。

続きまして、その下の保育時間等についてということで、保育時間につきましては先ほどの1号認定、幼稚園に当たる部分でございますが、8時半から13時30分、午後1時半までの開園日につきましては月曜日から金曜日という形です。休日については土曜、日曜、あと春休み、夏休み、冬休み等、そういうところがございます。2号、3号認定につきましては、従来の保育所に当たる部分ということで、朝の7時半から夜の6時30分、18時30分までと考えております。こちらにつきましては、先ほども保育を必要とする要件に合わせた利用時間という形になります。開園時間の中での必要な利用時間という形になります。開園につきましては月曜日から土曜日まで、休日につきましては日曜日、祝日、年末年始という形になります。

続きまして、保育料になります。保育料につきましては、こちら無料と書いてあります。一応保育料につきましては、所得に応じて金額の選定はさせていただくのですけれども、今こういうような状況でございまして、なるべくお子様たちに富岡町に来ていただきたいという考えもありますので、こちらにつきましては減免というような形で無料という形でやっていきたいと考えております。

続きまして、延長保育ですけれども、施設の標準の開園時間が18時30分までとなっております。当町の保護者等の就労のことを考えますと、午後7時までであれば大体お子様を迎えるのかなというところも考えまして、延長保育につきましては18時半から19時という形で設定させていただきました。

あと、一時保育でございますが、一時保育は8時半から17時、こちらにつきましては保護者のいろいろなご都合があつたときに利用ができるというような形でとっております。

給食につきましては、こちらも金額がかからないような形で考えております。

あと、教材費、制服、こちらにつきましてもごらんのようなものを当初、1回ですけれども、無料でやっていこうと考えております。

通園方法です。これは、従来も各保護者による送迎という形で行っておりました。今後人数とかふえてきた場合、3歳以上、3歳から5歳になってくるかと思いますが、そういうところも考慮して、スクールバス等の利用状況も今後検討して考えていきたいと思います。

最後に、スケジュールでございます。今現在整備工事を行っておりまして、3月中旬までには竣工になるという形になっております。今認可の手続をとっております。そちらについても3月に現地の確認がありまして、それで認可がおりるような形になります。備品等、あと今回先ほどもお話がありましたとおり変更工事と、あと条例の制定につきまして、12月の定例議会で上程させていただきます。条例につきましては後ほど、これからご説明させていただきたいと思います。

続きまして、資料のA4縦の資料、全員協議会資料2—(2)の資料をごらんください。今回富岡町立認定こども園条例の(案)という形でご説明させていただきます。各条項によってちょっと説明させていただきたいと思います。

まず、第1条では法律に基づいた推進法、第12条の幼保連携認定こども園についてです。こちらにつきましては、国とか地方公共団体、学校法人、社会福祉法人のみが設置できるという形になっております。これを設置することに基づいて、教育、保育を一体的に提供し、地域の子育て支援を行うために富岡町立認定こども園を設置いたします。

続きまして、2条でございます。2条については先ほど申し上げました1号から3号認定までの定義を定めております。

続きまして、3条です。3条につきましては、資料の3ページをごらんください。資料の3ページの別表1でございます。こちらに今回の富岡保育所の部分を改修したところの認定こども園の名称、位置、定員を定めてございます。名称につきましては、にこにこども園というような形で考えております。

続きまして、資料に戻りまして1ページをごらんください。第4条については職員です。

あと、第5条についてはどういった事業を行うかということが記載されております。

第6条、入園資格を定めています。こちらにつきましては、先ほど申し上げました第1号認定が幼稚園に当たる者、第2号、第3号につきましては保育所の部分に当たる方が入園の資格があるというところでございます。

続きまして、第7条でございます。保育料等ということで、こちらにつきましてもう一度3ページの表をごらんください。先ほど申し上げました保育料について、これは国の基準や近隣町村等の金額を考慮しまして、保育料の金額の月額の基準を定めさせていただきました。2号認定と3号認定に当たる部分については、先ほど申し上げた保育の標準時間と保育短時間で金額が分かれております。今後幼児教育の無償化というようなお話がありますが、国、県からまだ詳細な情報が届いていませんので、こちらにつきましてはそういう情報が入ってから、またいろいろ考慮してやっていきたいと考えております。こちらに設定されている金額は、所得に応じて金額は設定させていただきますが、町

内の方につきましては無料というか、減免の規則を設けて無料という形になります。こちらについては第9条で、2ページ目をごらんください。第9条で保育料の減免についてということで、規則で定めてまいりたいと考えております。

第10条で委任ということで、法令に別の定めがある場合を除いて町長が別に定めることができます。

附則でこちらの施行が平成31年4月1日から施行して、その準備行為ということで、申し込みやその他開園に必要な行為につきましては条例の施行日前において行うことができると設定させていただいております。これで、以上で条例の説明を終わらせていただきます。

A3の資料に戻っていただき、2ページ目をごらんください。こちらにつきまして、今回認定こども園の整備工事につきましては、ことし5月の臨時議会で同意をいただいたところでございます。議員の皆様より線量についてのご指摘等いただいた点を踏まえて、工事内容がまとまりましたので、概要について説明させていただきます。

資料の右上のところです。ちょっと細かいのですけれども、主な変更概要というところで、外部工事で屋根アスファルト防水工事ということで、当初では塗装がえを考えておりましたが、さらなる線量低減を図るため防水張りかえとしております。

あと、外壁ひび割れでございますが、こちらについては足場をかけたところが数量がふえたという形になっております。

あと、内部工事で厨房の改修、あるいは遊戯室にクライミングウォール、そういうものを設定させていただきたいと思います。そのほか情報設備、LANの設置工事も実施いたします。

続きまして、外構の工事でございますが、アスファルト舗装改修につきましてですが、こちらにつきましては環境省でアスファルトを解体するということで減工しております。

あと、プール改修についてですが、こちらにつきましては安全性に配慮してということで、プールの床材をタイルから防滑ビニール素材に変更いたします。

植栽については、桜の伐採を取りやめて剪定、支障木の除去といたしております。

今回の変更で一番大きいのが遊具の新設（ふわふわドーム）という形になっております。こちらにつきましては魅力的な遊具ということで、体幹を鍛えられるという遊具をいろいろ精査しまして、こちらのふわふわドームを選定させていただきました。

そのほか西側のフェンスに、駐車場のところに今までフェンスはなかったのですけれども、お子様が崖から落ちたり、あるいはいろいろな動物被害に遭わないようにということでフェンスを設置を考えております。

あと、築山改修でございます。こちらにつきましてもヒューム管の拭き取りだけを考えていたのですけれども、さらなる線量低減を図るためということで、こちらにつきましても撤去、あるいは築山の位置をちょっとずらしてということで新設とさせていただいております。

今回の資料の説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（塙野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 先ほどのA3の大きいやつの2枚目、遊具関係の平面図、変更概要というやつ。これふわふわドームの予定地というのは歩道の部分で、桜の木関係、伐採関係とかとは書いてあるのだけれども、伐採しても枝は伸びてくるわけだから、できれば植物のそば、立ち木のそばに持つていかないようにしたら。除染しているといつても、立ち木は地上4メートル未満までしか除染していないわけだし、そこから上はしていないわけだから、わかっていると思うけれども。そういう真下へこういう遊具持っていくというのは私から言うと何を考えているのだとわかりません。よく確認して。

あと、これ法的なものもあるから、何と何だったら何メートル離すとかなんとかというの、何もわからないでやっているわけがないと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（塙野芳美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（植杉昭弘君） ご指摘どうもありがとうございます。こちらの配置につきましては、まず桜の木が邪魔にならないか、プラス線量についてもしっかり測定した上で位置の決定をしてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（塙野芳美君） そのほかござりますか。

2番、渡辺正道君。

○2番（渡辺正道君） 今後のスケジュールの中で来年4月を開園目標ということですが、想定される入園予定者の数とそれに伴い配置される職員の人数わかるようであれば教えてほしいのですが。

○議長（塙野芳美君） 課長補佐。

○健康福祉課課長補佐（佐藤邦春君） まず、お子さん的人数でございます。お子さん的人数につきましては、今現在富岡第一中学校で預かり教室というのを実施しております。こちらのお子さんで通っていただけそうだというのが今5名です。それ以外につきましては、アンケート調査等も行っているのですけれども、まだ時期はいつになるかわからないというようなお答えもございますので、そちらにつきましてはまだ確定ではないのですけれども、一応想定ということで20名ぐらいのお子様が入られても大丈夫な人数を設置したいと考えております。

職員の人数につきましては、有資格者、保育教諭で、90名の定員の場合ですと13名という形でなっております。ですが、人数が少なくともクラスごとに保育を実施したりするものでございますので、人数的にはそう変わらないような状況になるかと思います。

以上でございます。

○議長（塙野芳美君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 想定の入園者の後ろの質問でございますが、一応年代ごとに入園者の想定をいたしまして、園長1名、それから有資格者が10名から12名、合計で11名から13名程度の4月の

体制と今考えて調整をしているところでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 2番、渡辺正道君。

○2番（渡辺正道君） 入園予定者数、職員の数に関しては今の説明で理解しました。ただ、未定の中での仮説の話になってしまふのですが、5名に対して13名ということですが、そもそも富岡町立認定こども園条例の中に、先ほどの入園費といいますか、保育料の免除であるとかということが説明の中にありました。そもそも入園するための有資格者といふのは富岡町民の富岡居住者なのか、あるいはいわき在住の富岡町民もしくは極端な話、町外者も利用できるのか、その辺をちょっともう一度説明願いたいのですが。

○議長（塚野芳美君） 課長補佐。

○健康福祉課課長補佐（佐藤邦春君） ご質問ありがとうございます。預かるのは町民はもとより、現在こども園につきましては認可手続を進めております。なるべく多くのお子さんに入園していただきたい、富岡町に来ていただきたいというようなことから、勤務地が富岡町内にある方や、あるいは勤務地の途中にある方、あるいは近隣の町村で入園を希望する方についても、まずは町民が優先という形にはなりますけれども、受け入れるようにしていきたいと考えております。

○議長（塚野芳美君） 2番、渡辺正道君。

○2番（渡辺正道君） 町外者、町内勤務者の子弟といいますか、お子さんも大丈夫だとなると、保育料の設定に関しては大丈夫なのですか。

○議長（塚野芳美君） 先ほど説明していますけれども、何か認識していないようなので、先ほどの、あと町長からさっき言われて追加説明した部分、もう一度説明してください。

課長補佐。

○健康福祉課課長補佐（佐藤邦春君） 先ほどの資料でいきますと、条例の全員協議会資料2-（2）の3ページにございます。こちらの金額につきまして、一応所得に応じて保育料を設定させていただきまして、あと町外の方については金額をまだ取るか取らないかというところは……

○議長（塚野芳美君） 課長。

○健康福祉課長（植杉昭弘君） 12月の定例議会におきましてこの条例を議決していただいた際には、その後私どもこの条例に対する規則の制定をしてまいります。その中で減免の規則の制定もしてまいりますが、その中において今検討しておりますのはまずは富岡町民であれば無償、全額減免としたいと考えておるところでございます。町外、富岡町民以外のお子様については、例えば楢葉町から楢葉町の町民が富岡町の認定こども園に入る際には楢葉町からの支援も受けられるということから、原則保育料についてはいただこうということで今検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 2番、渡辺正道君。

○2番（渡辺正道君） 保育料のことに関しては僕理解しているのですが、僕が確認したかったのは町外の人たちが利用するときに、富岡町民ではなくて、勤務地がここで。その料金を、保育料を設定するに当たって、その両親といいますか、親の納税証明書、またはそういう公的文書の提示を求めて料金を設定するということですねということ確認をしたかっただけ。

以上です。

○議長（塙野芳美君） 課長補佐。

○健康福祉課課長補佐（佐藤邦春君） 申しわけございませんでした。質問の意図をちょっと理解できておりませんでした。住民登録のある市町村から課税証明等をとってきていただいて、それで認定するような形になります。

以上です。

○議長（塙野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塙野芳美君） では、これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件2、富岡町立認定こども園条例等についてを終わります。

14時30分まで休憩いたします。

休 議 (午後 2時19分)

再 開 (午後 2時30分)

○議長（塙野芳美君） 再開いたします。

次に、付議事件3、町税の課税方針等についての説明を税務課長より求めます。

税務課長。

○税務課長（小林元一君） それでは、町税の課税方針等につきまして、資料3-1で町税の課税方針について、資料3-2で町県民税の納期前納付報奨金の見直しについてご説明させていただきたいと思います。説明に当たりましては、着座にて説明させていただきたいと思います。

それでは、資料3-1、町税の課税方針についてご説明させていただきたいと思います。町税等の減免につきましては、長引く避難生活での負担を軽減し、生活再建に寄与すべく、平成23年度より実施しております。その減収分の補填財源は、国からの震災復興特別交付税で支援を受けているところであります。しかしながら、国におきましては町の施策で減免している住民税や避難指示が解除された区域の固定資産税2分の1課税分などの補填に対しまして、国の財源を当てに減免を行わないよう指摘されており、今後の町税への減免を継続した場合確実に財源の補填が実施されるか不透明な状況であります。来年度以降町税の減免を継続し、国からの補填がされない場合町の財源に不足が生じ、行政運営に支障を来すことが懸念されますので、町税の課税方針につきまして見直しを行うものでございます。

まず初めに、1の住民税につきましては、本年度まで所得1,000万円を超える方を除き、所得に応じ段階的な減免を行っておりましたが、次年度よりは通常の課税の方針とさせていただきます。

次に、固定資産税につきましては、避難指示を解除された区域の土地、建物の固定資産税は平成31年度及び32年度は2分の1の課税で、平成33年度からは通常課税の方針となります。なお、帰還困難区域は避難指示解除まで全額課税免除が継続されます。

償却資産につきましては、既に通常課税となっておりますが、震災で壊れるなど使用ができない場合などは申請により減免を判断させていただいております。

また、震災などの影響により住宅が解体された敷地につきましては、空き地であっても平成33年分までは住宅用地の特例が適用されまして、200平米までは6分の1、それを超える部分については3分の1の額となります。

次に、国民健康保険税につきましては、毎年2月中に国からの財政支援の通知により減免を決定しているところであります、国の財源支援が継続される場合は平成31年度も避難指示が解除された区域の上位所得総世帯、世帯合計600万円を超える世帯を除きまして全額減免が継続されるものでございます。また、帰還困難区域の世帯は所得の制限がなく、全額減免が継続されます。しかしながら、国からの財政支援の終了の場合は通常の課税となります。

次に、軽自動車税につきましては既に通常課税としておりますが、町で発行しているナンバーの車両につきましては帰還困難区域内に使用不能等で片づけができない場合は申請により減免をしておりますが、極力廃車届けの手続をお願いしております。以上が課税方針の説明となります。

続きまして、資料3-2の町県民税の納期前納付報奨金制度の見直しについてご説明いたします。資料3-2をごらんください。1の納期前納付報奨金制度につきましては、町県民税の普通徴収及び固定資産税を第1期の納期限内に全額納付した場合に報奨金を交付しております。その計算方法につきましては、期別ごとの税額に交付率1%と月数を乗じまして算出し、税額から差し引き報奨金を交付しているものでございます。この納期前納付報奨金につきまして、2のとおり町県民税の報奨金を平成31年度から廃止したく考えております。

その理由といたしましては、3のとおり1つ目が特別徴収義務者の一斉指定の実施を行います。町県民税につきましては、地方税法の規定により所得税の源泉徴収を行う給与支払者は町県民税を特別徴収することが義務づけられておりまして、県内の各市町村におきましては双葉郡の町村を除き、平成27年度から29年度に特別徴収義務者の一斉指定を実施しております。双葉郡におきましては、原発事故の影響によりまして先延ばしをしておりましたが、平成31年度より一斉に実施いたします。このことによりまして、原則給与所得者の方は特別徴収となります。

次に、双葉郡内の状況でございますが、町県民税の報奨金制度を実施しているのは富岡、川内、大熊、葛尾の4町村で、その他の4町は既に廃止しております。平成31年度の一定指定の実施の際に川内、大熊、葛尾の3町村も廃止の予定となっております。

次に、不公平感の解消につきましては、報奨金の対象となっているのは普通徴収をされる方で、給与や年金からの特別徴収をされる方は適用されないことから、納付の方法で均衡が保てず、不公平感が生じているところでございます。現在の特別徴収者の割合は約76%であり、平成31年度からの特別徴収義務者の一斉指定によりまして特別徴収される方がさらにふえることから、不公平感の解消を図る必要があります。これらの理由によりまして、町県民税の納期前納付報奨金の廃止を行うものでございます。

なお、廃止に当たりましては町税条例の一部改正が必要でありますので、12月定例会に上程をいたします。

改正する条例につきましては、次のページの別紙の新旧対照表をごらんください。税条例第42条中の報奨金に係る第2項の報奨金の交付について、第3項の報奨金の限度額について、第4項の報奨金の端数の処理についての内容を削るものでございます。

説明は以上となります。よろしくご審議お願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件3、町税の課税方針等についてを終わります。

説明者の入れかえのため暫時休議いたします。

休 議 (午後 2時38分)

再 開 (午後 2時39分)

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

次に、付議事件4、富岡産業団地への企業誘致方針についての説明を企画課長より求めます。

企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） それでは、富岡産業団地への企業誘致方針について説明させていただきたいと思います。

本件は9月に開催されました全員協議会におきまして、産業団地整備事業のソフト事業として企業誘致に係る取り組みの進捗状況や賃料及び支援策の検討状況を説明させていただき、賃料設定は年内にも設定いたしますと申し上げておりました。本日は賃料設定を含め、町が積極的な企業誘致を展開するに当たっての競り勝つ誘致、それから進出企業への応援の2点を軸とした企業誘致方針を説明させていただきたいと思います。

詳細は吉田企画政策係長より着座にて説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 係長。

○企画課企画政策係長（吉田 豊君） それでは、私より資料ナンバー4、富岡産業団地の企業誘致方針の資料に基づきまして説明をさせていただきます。

今ほど原田課長の冒頭説明にもありましたとおり、町が富岡産業団地への企業を誘致するに当たっては競り勝つ誘致、そして進出企業への応援、この2点を軸として企業誘致を行い、新たな産業の創出と雇用の創出、こちらを図ってまいりたいと考えております。私からは、この2点を軸に賃料、支援策、今後の企業誘致方針の3つのポイントに焦点を当てて説明をさせていただきます。

まずは1つ目のポイントでございます賃料でございます。資料左側、1、企業誘致に競り勝つためにをごらんください。町は、全国自治体との競合に競り勝ち企業誘致を進めるため、賃料を年間1平米当たり200円とし、さらに産業団地の供用開始から2030年度までのおおむね10年間は賃料を50%減免とし、年間1平米当たり100円とする方針でございます。町としての誠意を賃料へ反映させることで、町独自のおもてなしにより企業を迎え入れたいと考えております。

続いて、2つ目のポイントであります支援策について説明をさせていただきます。2、進出企業を応援するためにをごらんください。2-1、地元企業への再開支援としましては、産業団地整備区画の中でも一等区画となります国道6号近接区画の一部供用開始目標を2020年4月とし、当該区画へ優先して地元企業を誘致し、地元企業の事業再開を支援してまいります。

2-2、工場立地や運転資金の支援としましては、全国的にも類を見ない国、県、町がそれぞれ実施しております既存の補助金をフル活用し、企業のイニシャルコスト削減を支援してまいります。

2-3、税制優遇支援としましては、福島特措法による課税の特例措置の適用や現在関係機関との協議中ではございますが、福島産業復興投資促進特区に基づく課税の特例措置適用も実現できるよう引き続き調整してまいります。

2-4、地元定着支援としましては、全面供用開始後、国の交付金を活用して整備している産業団地の土地のあり方につきまして、国との協議を進め、進出企業の要望に可能な限り応えてまいります。

続いて、3つ目のポイントであります今後の企業誘致方針でございます。資料右側、3、今後の企業誘致に当たってをごらんください。3-1、先行供用開始区画における企業誘致としましては、資料右上の産業団地区画図に記載のとおり、国道6号近接区画を前段で説明したとおり2020年4月までの供用開始を目標として整備を進めてまいります。この先行供用開始区画に地元企業ゾーンと新規進出企業ゾーンを設定し、早期進出が求められる企業を優先して誘致してまいります。地元企業ゾーンにはいわき四倉中核工業団地及び帰還困難区域内に事業所等を有する地元企業を優先して誘致してまいります。さらに、新規進出企業ゾーンには立地補助金のような申請期限等に制限がある補助金等を活用し、新たに町内へ進出する企業を優先して誘致してまいります。これにより早期進出が求められる地元企業と新規進出企業を並行して誘致してまいります。

続いて、3-2、整然された団地を目指した業種調整としましては、現在関係機関と協議を進めておりますふくしま産業復興投資促進特区の特区認定を考慮した業種の企業を誘致してまいります。中

でも大企業はもとより、汎用性の高い部品等を製造する中小企業を中心に誘致するなど、関連産業の集積を図ってまいります。

3—3、積極的な企業誘致に向けた取り組みとしましては、これまでの企業誘致調査をもとに、ターゲットとして設定する企業規模や業種を精査し、より精度の高い施策を展開してまいります。さらに、町長みずからが企業立地フェア等へ出向き、トップセールスを行うことで町の姿勢を示していくと考えております。町の企業誘致に対する本気度を効果的に示していくと同時に、足で稼ぐ地道で粘り強い積極的な活動にも取り組んでまいります。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑ございませんか。

6番、早川恒久君。

○6番（早川恒久君） 産業団地の企業立地方針ということで、競り勝つ誘致、進出企業への応援ということで、大分町の誘致への意気込みが感じられて、すばらしいと思います。その中で賃料も200円で10年間半額ということで、企業にとってもとても進出しやすいのかとは思っております。その中で3番の今後の企業誘致に当たってということで、まず1点目が地元企業ゾーンと新規進出企業ゾーンということで分かれているわけですが、その中で地元企業ゾーンでいわき四倉工業団地及び帰還困難区域内の事業所を優先と記載されているのですけれども、解除された区域も富岡の町民であって、今までそこずっと事業されていたわけですので、解除された区域もここにはやはり入れていただきたいというのが1つです。

あと、この補助金を活用した事業者を優先するということなのですが、大体補助金を使ってくる方が多いと思うのですけれども、今大変補助金の審査が厳しいということで、ある程度決まったとしてもいろいろ減額されたりして、例えば急にキャンセルになってしまったりということもほかでもちょっと私も聞いております。その辺、ですから、慎重に企業の状況をちゃんとしっかりと調べていただいて、優良企業に来ていただくのが一番だと思っていますので、その辺までしっかりと調べて誘致していただきたいと思っております。

あと、今現在、まだこれからなのでしょうけれども、現在の希望する企業がどのくらい、町外がどのくらいあって、町内がどのくらいあるのかをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 係長。

○企画課企画政策係長（吉田 豊君） それでは、今3点ご質問いただきました。順番に回答させていただきたいと思います。

まず、ゾーン設定の中で解除済み区域の企業についても誘致していくようにというような今ご指摘だったと認識しております。こちらにつきましては、当然そのような認識を持っているものの、こちらの先行供用開始区画がどうしても限られた区画の中での誘致を進めていかなくてはいけないという

ことではございますので、まずは真に優先して誘致しなければならない、例えば四倉工業団地ですと今いろいろいわき市との協議等も進んでいて、退去というようなところもお話しも出ていますので、そういう部分、そしてさらには帰還困難区域につきましてはなかなか戻っての再開はいまだかなわないという状況でございますので、そういうところをまずは優先して誘致していく。ただ、実際の応募状況の中においては、状況を見ながらしっかり解除済み区域の企業におきましても誘致を進めていくということは考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

また、続いて2点目でございます。補助金の審査等における部分、大変厳しい状況だというところは私も承知しているところではございます。議員ご指摘のとおりでございますので、実際の募集を受け付ける段階に当たっては事業計画等も踏まえて、しっかり吟味をしながら誘致の審査を進めていきたいと考えております。

また、3点目でございますけれども、実績の部分でございます。まず、町内の部分でございますが、四倉工業団地内、大体今8社程度興味、関心を示しているところでございます。さらに、町外の事業者におきましては、これまで個別訪問、さらには来町していただいている相談を受けている企業の中で、今12社程度興味、関心を示しているという状況でございます。こちらの今申し上げた企業につきましては、今後の産業団地の工事の進捗状況、さらには本日ご説明させていただいている賃料の設定状況や優遇施策の周知等につきましてもしっかり随時情報を入れさせていただきながら、誘致につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（塙野芳美君） 6番、早川恒久君。

○6番（早川恒久君） ありがとうございます。

まず、1点目の町内事業者の中で四倉工業団地と帰還困難区域、言っていることは十分承知はしているのですが、ただやはり同じ町民ということですので、その辺をちょっともう少し、平等性に欠ける面もあると思いますので、何かうまい文言で、できればぜひ解除区域も入れていただければありがたいと思っております。

それから、新規事業者については12社ほど町外であるということなのですが、あふれた場合、万が一。その場合の詳細な基準というのはもう決まっているのか教えていただきたいと思います。

あともう一点、3-2のふくしま産業復興投資促進特区認定の業種というのはどんな業種なのかちょっと教えてください。

○議長（塙野芳美君） 係長。

○企画課企画政策係長（吉田 豊君） それでは、お答えさせていただきたいと思います。

まず、この解除済み区域の企業については、もう入れていかないと平等性に欠けるというところ、まさに議員おっしゃるとおりではございます。こちらにつきましては、事業計画等の中身もしっかり判断をしながら、真に産業団地の誘致が必要だと考えられるところにつきましてはしっかり誘致でき

るよう調整してまいりたいと思いますので、ご理解いただければと思います。

また、あふれた場合の詳細な基準、こちらにつきましては、現在こちら詳細な公募基準等につきましては課内でも検討しているところでございまして、当然そういったところも考えられると思いますので、どういう程度で審査をしていく等の基準につきましては今後しっかり課内で検討しながら、一定の方針をお示ししていけるようにしたいと考えております。

また、特区認定の部分でございます。今福島県と県内59市町村が共同で作成した復興推進計画、こちらの中でこの区域を設けまして、雇用の機会の確保に貢献する事業を実施する事業者に対してこちら優遇措置が適用されるものでございまして、業種としましては輸送用関連機械産業、これ自動車等の輸送用機械関連産業、さらには半導体や電子部品等の電子機械関連産業、このような一般的な製造業に加えまして、医療機器や医薬品等の医療関連産業、太陽光パネル等のエネルギー関連産業、こういった業種が挙げられているところでございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 6番、早川恒久君。

○6番（早川恒久君） ありがとうございます。地元企業の優先についてはわかりました。

あと、新規事業の進出企業についてもこれから調整については検討されるということなのですが、どちらにしても長く居座っていただける企業でないと意味がないものであると思いますので、税収もこれからどんどん少なくなってくるということなので、大きな税収の一つともなってくると思いますので、しっかりとその辺は精査していただいて、立派な企業を誘致していただければと思います。要望で終わります。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

5番、堀本典明君。

○5番（堀本典明君） ありがとうございます。1点だけ。2番の進出企業を応援するためにというところで、2-2で運転資金への支援ということがあります。その中で国や県のものは町でできるものではないのですけれども、町で書いてあるのが事業再開支援補助金ということになっていて、これだと地元の皆さんになってしまふので、進出企業が来る場合にこの事業と同じ規模ぐらいの町は町独自の何か補助金を創設してもいいのかなと考えているのですけれども、そのあたりのお考えお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 課長。

○企画課長（原田徳仁君） 既存の事業再開支援事業補助金でございます。こちら産業振興課が管轄でございますが、既に国、県の手厚い支援ということがございますので、こちらは町の地元企業というのを全面に押したいと考えてございます。

なお、参考まででございますが、この自立・帰還の国の補助制度でございますが、ただいま概算要求段階で確定しているものでございません。額的に108億円が今国で審査しているということでござ

いますので、それが確定することも年明けになるかなと考えてございます。その大きな金額をもって企業進出に後押しするものと考えておりますので、現在のところこの事業再開支援事業補助金については既存のものを最大限生かしていくという考え方でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） 済みません。1点だけ。3-1の優先対応なのですが、埋まつていっぱいになればいいこともあるのですが、なかなか埋まらない方向もあるときもあるのですけれども、これ今地元と進出企業となっているのですが、例えば双葉郡のほかの町、帰還困難区域を抱えている人たちの事業者さんというのはこの優先対応のところのちょっとあいている部分のところの進出企業のところに対象になっていくのかいかないのか、どうお考えですか。

○議長（塚野芳美君） 係長。

○企画課企画政策係長（吉田 豊君） 今のご質問お答えさせていただきます。

郡内等を含め、町外の企業だというような観点でいきましてはこちら新規進出企業ゾーンへというようなところも考えられるものかと思っておりますが、まさにおっしゃるとおりどれぐらいの実際にこの産業団地が先行供用開始区画の中で埋まつていくのか、こういったところに尽きるものだと思っておりますので、そちらにつきましては実際の応募状況もしっかりと踏まえながら配置場所等につきましては検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件4、富岡産業団地への企業誘致方針についてを終わります。

説明者の入れかえのため暫時休議いたします。

休 議 (午後 2時58分)

再 開 (午後 2時59分)

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

次に、付議事件5、町道路線の認定、変更及び廃止についての説明を復旧課長より求めます。

復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） 今回の町道認定につきましてございますが、今度の12月の定例議会に上程いたしますので、よろしくお願ひします。

今回の町道路線の認定、変更及び廃止は、一定要件農道を町道に認定することなど、夜ノ森駅に建設されます東西の自由通路を町道認定すること、他関連工事による町道の廃止などによるものでござ

います。内容の説明につきましては担当係長より説明いたしますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 係長。

○復旧課復旧係長（渡邊修二君） それでは、町道路線の認定、変更及び廃止についてご説明いたします。まず、今回の町道認定、変更及び廃止につきまして、概要を説明させていただきます。

1ページをごらんください。1、町道路線の認定についてです。今回の町道認定につきましては、一定要件農道を町道認定するものとJR夜ノ森駅整備に伴い設置される東西自由通路を認定するものです。認定路線数は、一定要件農道に関するものが34路線、夜ノ森駅東西自由通路整備によるものが1路線となっております。

ここで、一定要件農道について触れさせていただきます。一定要件農道は、資料に記載しておりますとおり4項目の要件を満たした農道であります。その要件とは、まず1番目に土地改良事業等により造成された道路であること、2番目に農道台帳に記載されていること、3番目に全区間において全幅員4メートル以上確保されていること、4番目に当該農道の起点及び終点が国道、県道、町道などの道路法による道路、または一定要件農道に接続していることとなっておりまして、現在富岡町では34路線を一定要件農道として管理しております。

今回行います一定要件農道の町道認定につきましては、町にとってメリットが多く存在をしておりまして、次にそのメリットにつきましてご説明いたします。まず、1番目に挙げられるのが道路管理体制が一本化されることにより管理の効率がよくなるということです。現在管理体制は、一定要件農道の管理は産業振興課、町道は復旧課が行っておりますが、一定要件農道を町道認定することで道路管理を復旧課に集約し、効率よく維持管理することが可能となります。

2番目に、建築行為等を行う際の手続が効率化されるというところが挙げられます。建築行為等を行う際、その敷地に接する道路が町道であることで基準法上の手続や手数料が軽減されます。これは、起業者、事務担当者双方にメリットがあります。

次に、その他としまして、一定要件農道を町道とすることで地方交付税の算出基準が変わり、有利に働くことや道路維持管理においては補助事業の選択肢がふえるなどがメリットとして挙げられる部分です。

続きまして、夜ノ森駅東西自由通路線についてです。夜ノ森駅東西自由通路は、JR常磐線夜ノ森駅再整備の一環で整備される歩行者専用通路です。現在拠点整備課で事業を進めており、今後道路施設として整備されることから、今回町道認定するものです。

続きまして、町道路線の廃止について説明させていただきます。今回廃止される町道路線は、一定要件農道と合併させた上で新路線として認定するため廃止となる仲谷地2号線と福島県が事業を担当している海岸堤防整備の用地となるために廃止となる富岡漁港線の2路線です。

ここからは認定路線、変更路線、廃止路線について資料に基づいて説明いたします。初めに、認定路線について説明いたします。資料2ページ及びA3判の別紙資料1をごらんください。路線番号

3281、原下1号線は、別紙資料1の赤文字の3281と記載している路線と対応しています。以下、同様に路線番号と資料番号が対応していることをご承知おき願います。

路線番号3281、原下1号線から資料3ページ、下から2番目の路線番号3312、善正前線の32路線について、農道台帳に基づき合計延長約19.3キロメートル、幅員はおののの路線幅員を記載しています。その位置等の詳細につきましては別紙資料1から別紙資料8までに記載しておりますので、ご確認いただければと思います。

次に、資料3ページ、一番下の欄に記載しております路線番号3313、夜ノ森駅東西自由通路線は別紙資料9と対応しております。あわせてご確認ください。

続きまして、変更路線について説明いたします。資料4ページをごらんください。路線番号3035、遅沢申田線については、別紙資料10に緑文字で3035と図示している路線が既存の町道です。一定要件農道と既存町道をあわせることにより赤文字の3035と図示している路線となり、終点位置が変わり、延長も変更しています。

路線番号3267、桜王塚線については、別紙資料11に緑文字で3267と図示している路線が既存の町道です。一定要件農道と既存町道をあわせることにより赤文字の3267と図示している路線となり、終点位置が変わり、延長も変更しています。

続きまして、廃止路線についてご説明いたします。資料5ページをごらんください。路線番号3158、仲谷地2号線については、別紙資料12に青文字で3158で記載している路線が対応しています。一定要件農道と既存町道をあわせることにより、起点位置が仲谷地地区から外れるため、既存町道名を廃止し、別紙資料6に赤文字で3301で記載している路線を新たに認定することにより仲谷地2号線を廃止するものです。

路線番号3012、富岡漁港線については、別紙資料13に青文字で3012で記載している路線が対応しています。福島県が施工する海岸堤防整備の用地となることから、廃止するものです。

説明は以上となります。よろしくお願いします。

○議長（塙野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） 済みません。今回太陽光発電とかで用途変更になったところの田んぼ以外に人家が全くない田んぼの中の道路もちょっと何点か含まれているようなのですけれども、その辺はどういうような考え方で今回一緒に入れたのでしょうか。

○議長（塙野芳美君） 係長。

○復旧課復旧係長（渡邊修二君） ただいまの質問にお答えいたします。

民家が張りついている路線だけの認定ではなく、一定要件農道、ある程度の規模、4メートル以上の幅員を有した農道を一括で町道認定するものでありまして、まずメリットというところでご説明をしましたとおり管理の一本化、それから補助メニューなども町道とすることでいろんな可能性が膨ら

むというところがありますので、安定した今後の維持管理の財源を求めていくというところも踏まえまして検討しているところです。よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） 具体的に言いますとというか、別紙資料の認定道路10の奥なのですけれども、延長するということで、別紙資料10です。済みません。当然町道から町道につなぐということは間違った考えではないと思うのですけれども、ちょっと随分山の中と言うとちょっと言葉が悪いのですけれども、本当に人家とこの後の開発が何かちょっと余り見込まれないようなところなのですけれども、その辺もうちょっと詳しく理由を。

○議長（塚野芳美君） 繰り返しになるのではないかと、4つの要件をクリアしたものと合理的に管理するためにという。

では、係長、お答えください。

○復旧課復旧係長（渡邊修二君） ただいまの質問にお答えいたします。

町が管理するある程度の規模を持った一定要件農道を町道として管理するということで、町が適正に管理をしていかなければいけない路線に変わりはなく、今後の開発等が理由となってというところではないわけですが、適正な一般交通が可能な状態に保持するということを目的としているところであります。よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） これ34路線の中で舗装になっていないところがあるのかという分と、あと危険箇所、崩れているところないか、あとは見通しの悪いところ云々かんぬんで、デリネーターが欠落しているとか、そういう面の部分。当然これ農道であれば、特に町道に格上げになってくるわけだから、しっかりした状態で格上げしておかないと、町民が事故起こしたときに管理者責任にとらわれるような道路であっては困るから、あえて確認しておきます。

○議長（塚野芳美君） 係長。

○復旧課復旧係長（渡邊修二君） ただいまの質問にお答えいたします。

まず、今回新たに認定いたします一定要件農道34路線につきましては、どの路線がというのは今ちょっとわからないのですが、舗装してある路線も舗装していない4メートル以上の道路も含まれます。また、道路施設、附属施設として今デリネーターという話もありましたが、デリネーターが設置されていない路線も数多く含んでおります。農業用にのみに使われるようなものではなく、一般の人も通り抜けするような路線がこれに当たるものと思っておりまして、適正な附属施設も今後考えていかなくてはいけないものとなっていると思っております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 崩れている部分とか、見通しの悪い部分がないかという。

○復旧課復旧係長（渡邊修二君）　崩れているところ、見通しの悪いところは、現在パトロールの中では崩れているところは確認はしておりません。見通しにつきましては、その接続部分の見通しにつきまして今後よく確認をし、除草等の対策などで見通しをよくしていくような維持管理を努めていくことを考えているところです。

以上です。

○議長（塚野芳美君）　12番、高橋実君。

○12番（高橋　実君）　とにかく町が認定して町道ですよという以上は、できれば砂利舗装のところも薄くても簡易舗装にするとか、デリネーターが欠落しているところは新規で入れるとか、そして特に解除区域の農道は除染関係で大型が結構交差点壊しているから、クラック入れたり。みんな直してはいったと思うけれども、そういうところも確認して、今環境省がいるうちにそういう農道あたりは道路の面にしてもお話ををして、国で直してもらうところは直してもらって、町でやらなければならぬのは町でしっかりと対応すると、そういうふうな管理をお願いしておきます。

○議長（塚野芳美君）　復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君）　町道に認定になりましたらパトロール等も行いまして、修繕箇所、それから砂利道の部分も圃場整備の中にはかなりございますので、そのところも計画的に見ながら簡易舗装も考えてまいりたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（塚野芳美君）　そのほかございませんか。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君）　町道認定、ほとんど格上げということですが、非常にいいことなのですが、震災前はなかなか農道を町道に格上げして整備してくださいと言っても、なかなかやってもらえなかった路線が大分あると思うのです。今回太陽光を含めて、当然これは田んぼ、農道ではないから、町道格上げという部分も随分これ見るとあります、困難区域とかそういう部分に関しては今すごく工事車両が通っているのです。そこをあえてこの時期に町道格上げというと、全て町の責任にかかると、いろんな部分で。何でこの時期になったのかという説明いただければありがたいのですが。困難区域とかそういう部分に関して、太陽光とかそういうところは当然の話なのですけれども。

○議長（塚野芳美君）　復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君）　議員おっしゃるように太陽光の問題もございますが、帰還困難区域に関しましても前年度までには復旧課で全体的に農道なんかも管理していたこともございます。今後も一元管理することによりまして農道を管理するということで、環境省なんかとも調整を図り、修繕していただくところはいただくというような方向性が大切でないかなということで今回町道認定を上程する予定でございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君）　13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 町道にして管理していただけるということで非常にありがたいことで、その意気込みを持っているのであれば、消防署から入って小良ヶ浜に行くルートとか、深谷に抜けていく田んぼの中のルートとか、鉄板かけ放しでまだ工事やっているのです。前も何回か言ったのですが、町道に鉄板かけ放しで仕事やっていいのかという問題もあると思うのです。だから、まずはそういうところをきちんと管理していただきたいと。まだ今から冬期に入りますので、鉄板凍って滑って事故というのもありますから、何回言ってもあれ直さないです。ぜひこれだけの意気込みを持っていられるのであれば、そういうところもきちんと管理していただきたいと。

○議長（塙野芳美君） 今の部分も今回の認定、改廃のあれに含む部分ですか。であればお答えください。場所認識できました。

復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） 私も町道のパトロールなどで確認はしているところもございますが、一部鉄板を撤去したところも確認はしております。なお、そういうところがあるということであればお知らせいただきまして、もう一度要望してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（塙野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塙野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件5、町道路線の認定、変更及び廃止についてを終わります。

説明者の入れかえのため暫時休議いたします。

休 議 (午後 3時18分)

再 開 (午後 3時19分)

○議長（塙野芳美君） 再開いたします。

次に、その他に入ります。

その他の1、町内組織体制の見直しについての報告ですか、説明ですか。総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） それでは、行政組織の見直しについて報告をさせていただきます。

組織の見直しにつきましては、復旧、復興、再生の各段階において適宜行われてきたところでございますが、現段階における状況、状態を踏まえ、また事務事業の中期的展望を見据え、今後の行政運営をより安定したものとするため行うものでございます。報告という形ではございますが、説明について着座でさせていただきます。

今回の見直しにつきましては、健康福祉分野の組織的強化を図ることが必要であること、教育、交流分野の組織的強化を図ることが必要であること、農業振興の組織的強化を図ることが必要であること、建設行政を統一的に執行できる体制構築が必要であること、複数の箇所にまたがり行われている

事業、事項の整理が必要であることを要点として行うこととしております。

お手元の資料、A3の資料になりますが、お開きいただきながら説明を聞いていただければと思います。具体的な組織見直しは5点でございます。1点目は、健康福祉課を福祉と健康の観点で、福祉課と健康づくり課に分課するということでございます。福祉健康の分野は、現状において業務の幅が広がり、業務量も増大しており、また今後もこの傾向は続くものと予測されることから、分課により管理監督者を初め担当者の負担軽減を図る。このことが全体として適切かつ迅速な業務執行を確保するものであるという考え方から、両課において課の枠を超えた緊密な連携が行われるということを前提として福祉課と健康づくり課に分課するということでございます。

2点目につきましては、建設行政を統一的に行うため、復旧課と拠点整備課を統合し、都市整備課とするものでございます。統合により都市整備課には管理係、都市計画係、建設係、下水道係の4つの係を配置することといたします。

3点目でございます。3点目は、教育委員会に生涯学習課を復活させることでございます。生涯学習課においては、交流事業や外部施設を起点とする情報発信事業などで各層、各年代がさまざまな事業を通じた生きがいづくりや健康維持、増進などに活発に取り組んでいける土壤、それから雰囲気を醸成していただくことを期待しております。また、教育と交流の分野分けがしっかりと行われることでそれぞれの分野の強化も図られるものと考えました。

なお、来年4月の開園に向け準備を進めております認定こども園につきましては、教育総務課教育総務係に配置するということになります。

4点目です。4点目は、復興推進課除染対策係を生活環境課に、同じく放射線健康管理係を新たに設置する健康づくり課にそれぞれ再配置するということでございます。除染対策係を生活環境課に配置するということにつきましては、廃棄物処理に関する事項の組織内整合を図りやすくする観点から行うもの、また放射線健康係を健康づくり課に配置するということにつきましては町民の健康管理を一体的、総合的に行うという観点からによるものでございます。なお、これにより復興推進課は廃止となります。

5点目でございます。5点目は、産業振興課に農業振興係を、また企画課に電算システム管理係を新たに配置するということでございます。これまでの農林水産課係は営農再開や新たな農業の模索などに加え、農林水産施設の整備、維持管理などソフト、ハードの両面を担当しておりました。営農の方向性は、土地利用の方向性はもとより、農業施設の整備や維持管理の考え方方に大きく影響するものであり、また未来志向で農業を考えることは町の将来をしっかりと考えることの一つでありますので、農業分野での方向性をしっかりと打ち出すために農業の振興に特化する係を設置するものでございます。これによりこれまでの農林水産係は農林土木係として、農林水産業施設の整備、維持管理、林政並びに水産業振興を担当する係といたします。

また、これまで広聴広報係の担当としておりました電算システムの管理につきましては、各種電算

システムが各業務の執行に欠くことができない状況となっていることを鑑みまして、加えて高度情報処理の継続的な推進が求められることから、専門的かつ統一的にシステムの維持管理、更新等ができるよう企画課に電算システム管理係として新たに係を設置するということにしたるものでございます。

以上が組織見直しの概要でございます。12月定例議会においては、これらを実現するために富岡町課設置条例の一部を改正する条例を上程したいと考えておりますので、ご承知おきいただき、ご理解をお願いいたします。

説明は以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちましてその他の1、庁内組織体制の見直しについてを終わります。

説明者の入れかえのため暫時休議いたします。

休 議 (午後 3時25分)

再 開 (午後 3時26分)

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

次に、その他2、住民意向調査2018速報についての報告を企画課長より求めます。

企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） それでは、住民意向調査2018の速報版についてご説明させていただきた
いと思います。

今年度の住民意向調査でございますが、8月20日から9月3日まで、6,748世帯を対象に実施し、
主に今の生活の様子や今後の住まい、それから帰還意向、必要なサポートなどの20項目を伺ったところでございます。有効回収率は44.3%、前年度対比で1.8ポイントの減となりました。

詳細説明は割愛させていただきますので、お手元の資料をごらんいただきたいと思います。

説明は以上でございます。ありがとうございました。

○議長（塚野芳美君） 報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちましてその他2、住民意向調査2018速報についてを終わります。

次に、その他3、特定復興再生拠点区域をめぐる政府の動きについての報告を企画課長より求めま
す。

企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） それでは、特定復興再生拠点区域をめぐる政府の動きについて説明させていただきたいと思います。説明は着座にてさせていただきたいと思いますので、ご了承ください。

資料は全員協議会資料、その他3ということになってございます。政府は、特定復興再生拠点区域の帰還に向け、放射線防護対策を定めるとともに、立ち入り緩和の方針や避難指示解除のプロセス等について年内の政府決定を目指しているところでございます。本日配付させていただきました資料は、11月28日に開催されました原子力規制委員会で示された骨子案を抜粋し、現段階の考え方をまとめた資料となってございます。まだ未確定なところも多々ありますが、簡単に説明させていただき、今後も詳細な情報収集に努めさせていただきたいと考えてございます。また、政府方針決定後には国による説明をする機会をいただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、資料の（1）、特定復興再生拠点区域における放射線防護対策、そのうちの2つでございます住民の帰還に向けた安全、安心対策の基本的な考え方をごらんいただきたいと思います。住民の帰還に向けた安全、安心対策の基本的な考え方は、平成25年11月20日付で示した考え方を基本とし、住民の放射線に関する種々の不安にきめ細かく対応する対策を講じるとし、具体的な取り組みとしては3つの特定復興再生拠点区域への帰還に向けた具体的な取り組みに記載しているとおりでございます。中身につきましては、個人線量管理の着実な実施や相談体制の確保、詳細な線量マップの提示、バリケードなどの物理的防護措置を実施しないことを可能とするというものです。今後は避難指示解除前の放射線防護対策を踏まえて、帰還準備を進めるための立ち入り緩和方針や解除手順を決定するような政府の動きが近々あるものと考えておりますので、繰り返しになりますが、詳細につきましては国みずからによる説明の機会をいただきたいと存じます。

説明は簡単でございますが、以上となります。ありがとうございました。

○議長（塚野芳美君） 報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 検討の背景の中に放射線防護対策という文言あるのだけれども、これ国で決めてくるのだろうけれども、ICRP、国際防護委員会のいろんな文言、数値、もろもろのやつあるのだから、それを逸脱するような当町の解除の土台にしないように課長もよく勉強しておいて。要望。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 自分も勉強不足のところもありますので、しっかりとそちらのデータ等々については頭に入れて臨みたいと考えております。ありがとうございます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 帰還困難区域には特定復興拠点整備計画の計画内と外とあって、その計画内も例えば常磐線の夜ノ森駅の再開とか、早く解除しようとか、いろんな話ありますけれども、やはり

帰還困難区域に住んでいた者として、やはり解除は帰還困難区域全て平等というか、ここは解除だよ、ここはまだだよと、そういうことのないように、やはり国がちょっと急ぎのような感じ受けるので、やはりそういう町としての考えはぶれないで持ってもらいたいということをお願いしたいのですが、課長、どうでしょうか。

○議長（塙野芳美君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 本日は政府方針がまだ不確定な部分である中での情報ということで、収集した中で提示させていただきました。この政府方針決定後に本格的な先行解除の範囲等々については詰めていくことになりますので、その点につきましては町執行部の考え方もしっかり定め、議会と協議をさせていただき、国と対峙してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（塙野芳美君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塙野芳美君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちましてその他3、特定復興再生拠点区域をめぐる政府の動きについてを終わります。

その他のその他で執行部から何かございますか。その他ございます。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（塙野芳美君） 議員からその他ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塙野芳美君） それでは、なければ以上をもちまして富岡町議会全員協議会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 (午後 3時32分)